

神戸市地域防災計画の主な改定内容（案）

1. 熊本地震の課題を踏まえた修正

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震について、国が主体となって行った対策の検討や、それを受けて行われた国の防災基本計画の修正等を踏まえ、本市として対応すべき事項について修正を行う。（本市では、昨年度、地震の連続発生を想定した記載の充実等、早急に対応すべき内容について先行して修正を行っている）

（1）避難者の生活環境の改善〔参考資料 1（P. 1～2）〕

- ・災害時要援護者リストに係る名簿情報の適切な管理を規定
- ・車中等避難者への配慮（食料・物資の供給、保健対策に関する情報提供等）を規定

（2）生活復興支援〔参考資料 1（P. 2）〕

- ・損壊家屋の解体撤去の原則や公費解体の有無、解体スケジュール等の丁寧な情報発信を規定

（3）被災自治体への支援の充実〔参考資料 1（P. 2）〕

- ・災害の特性等を考慮した応援職員の選定を規定

（4）自助・共助の推進〔参考資料 1（P. 2～3）〕

- ・生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進を規定

2. 県地域防災計画の改定に基づく原子力等事故災害関係規定の修正〔参考資料 2〕

平成 28 年 6 月、県は、福島第 1 原子力発電所の事故やその後の国、関西広域連合の対応等による原子力防災を取り巻く環境の変化に対応するため、福井エリアの原子力発電所の事故への対応を盛り込んだ地域防災計画の修正を行った。その中で示された災害想定や市町の業務の基本的指針を踏まえた修正を行う。

3. 風水害に関する警戒避難体制等に係る修正

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号による豪雨災害、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨等、全国各地で水害が頻発、激甚化しており、逃げ遅れによる被害を軽減するため、各種課題を踏まえ、警戒避難体制等に係る修正を行う。

（1）水防法、土砂災害防止法の改正に基づく修正〔参考資料 1（P. 3）〕

- ・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画の作成、訓練の実施の義務化を規定

（2）風水害タイムラインの策定に伴う修正〔参考資料 1（P. 4）、参考資料 3〕

- ・いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでに時間の猶予がある風水害について、先を見越した対応により被害を最小限にとどめるため、防災行動と実施主体を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について規定

- (3) 避難情報発令時期の判断に係る気象庁の「洪水警報の危険度分布」の活用〔参考資料 1 (P. 5)〕
- ・平成 29 年 7 月より気象庁が提供を開始した、精緻化された「流域雨量指数」の活用による危険度分布を、避難情報発令時期の判断にあたり参考とする情報として位置づけ
4. 地区防災計画の地域防災計画への規定に伴う修正〔参考資料 4、参考資料 4-1~4-3〕
- ・防災福祉コミュニティ等が作成した防災活動に関する計画を地区防災計画として地域防災計画に位置づけ
5. 防災基本計画の改定 (H29. 4) に伴う修正
- ・避難情報に関する名称変更(「避難指示」を「避難指示(緊急)」に、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更)
6. 本市の防災体制の強化に関する修正
- (1) 避難所等における災害時トイレ環境の整備に関する規定の充実〔参考資料 1 (P. 6~7)〕
- ・大規模災害発災時には、トイレの通常利用が困難となることから、避難所等における災害時トイレ環境の整備に関する規定を充実。新たな整備目標を規定
- (2) 夜間等の避難に係る記載の充実〔参考資料 1 (P. 7)〕
- ・夜間や停電時の避難に備え、事前の避難先、避難ルートの確認や、ヘッドライト等の準備について規定
- (3) 三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定〔参考資料 1 (P. 8)〕
- ・都心・三宮の再整備に合わせ、都市再生特別措置法に基づきハード・ソフト両面の施策を含めた総合的な計画である「三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画」の策定に伴い、災害時における帰宅困難者対策に係る記載を充実
7. 神戸市強靱化計画・安全都市づくり推進計画(平成 28~32 年度)の修正〔参考資料 5〕
- (1) 計画策定から 1 年経過時点における、新規施策の追加、既存施策の拡充
- ・河川洪水対策の 1 つとして雨水貯留事業を追加
 - ・火薬類取締法等に関する関係施設の実態把握を追加
 - ・児童・生徒の安全確保および避難所としての機能確保のため、学校施設の外壁・屋根材の剥落・落下防止対策を追加
- (2) 災害時の復旧に備えた地籍調査の推進を規定
- ・公共施設と民有地の境界を確認する地籍調査(官民境界等先行調査)の推進を規定

8. 災害協定の新規締結

(1) 災害時における火葬等の相互応援に関する協定書

(平成 28 年 11 月 28 日締結 大阪市)

(2) 災害時の医薬品集積センターとしての一時使用に関する協定書

(平成 29 年 3 月 15 日締結 学校法人兵庫医科大学 兵庫医療大学)

(3) 災害情報等に関するインターネット配信実施に関する覚書

(平成 29 年 5 月 30 日締結 特定非営利活動法人エフエムわいわい)

(4) 災害時等における無人航空機の運用に関する協定

(平成 29 年 3 月 21 日締結 一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会、株式会社アスコ大東、国土防災技術株式会社神戸支店、スカイウォーカー株式会社)

(5) 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書

(平成 29 年 2 月 20 日締結 国土交通省近畿地方整備局)

(6) 災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定

(平成 29 年 3 月 30 日締結 公益社団法人兵庫県栄養士会)

(7) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(平成 26 年 9 月 19 日締結 有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里)

(平成 28 年 5 月 30 日締結 神戸市身体障害者施設連盟)

(平成 28 年 6 月 6 日締結 神戸市知的障害者施設連盟)

(平成 29 年 2 月 15 日締結 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター)

(8) 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

(平成 29 年 3 月 13 日締結 株式会社 PLACE)

(平成 29 年 7 月 20 日締結 一般財団法人神戸市教育会館)